

(議事録)

都市想像会議

第4回：図書館×都市

未来の図書館を想像しよう

2016年5月11日(水) 19時～21時

ヒカリエ 8F COURT

登壇者：



児玉史郎 渋谷区社会福祉協議会事務局長



柳 与志夫 東京大学大学院情報学環特任教授・東京文化資源会議事務局長

ファシリテーター



左京泰明（シブヤ大学学長）



紫牟田伸子（編集家／プロジェクトエディター／デザインプロデューサー）

紫牟田：本日は未来の図書館について考えたいと思います。本日はおふたりのゲストに来ていただいています。自己紹介をお願いしますか。

柳：私は国立国会図書館に長くおまして、千代田区立図書館長を経て、いまは東京大学にいます。国立国会図書館（www.ndl.go.jp）は、名称が示す通り、議会の図書館と国立図書館が一緒になっているものです。こうなっているのはアメリカと日本だけです。国会図書館の法律上の最大の使命は、国会議員のために調査サービスをすることで、私も議員の立法支援サービスをやっていました。大学では、デジタルアーカイブの講座を担当しています。図書館にいた関係で図書館経営に関心を持ち、それから文化資源・文化情報資源ということでデジタルアーカイブに至っています。現在は図書館に関する関心はかなり低くなっているんですが、関心がな

いわけではなく、図書館をもっと広い文脈で包摂していかないと、単に図書館というかたちではもはや難しいかなと思っています。それはこの議論のなかで明らかにしたいと思っています。

児玉：私はずっと渋谷区の職員で、昭和 55 年の入区以来、36 年ほど公務員生活をしてきました。半分は教育関係の仕事です。最初が社会教育で、青少年教育係というところでした。ちょうど青年活動が過渡期となり、活動をどういうふうに渋谷区で支えていくのか.....支えきれませんでした。世の中も変わる流れのなかで、若者たちの地域における教育活動が衰退をしていく、そんな現場で仕事を始めました。その後、一般的には「公民館」と言いますが、渋谷区の社会教育館の仕事をしたり、教育委員会で学校教育の学校の統廃合等々の仕事もしてまいりました。公務員の仕事は部署が変わると転職だと言われています。教育の分野から福祉の分野にいくと法律関係が全部変わり、一からやりなおさなければいけない。そんな部署でずっと仕事をしてきました。ただ、私が誇りに思っているのは、行政という分野でずっと区民のために仕事をしてきたということです。今日は渋谷の図書館の話をさせていただきますが、これまで悩んできたことを披露しながら、新しい都市の図書館はどうあるべきかを探っていきたいと思います。

図書館の本質はどこにあるのか？

紫牟田：それでは、未来の図書館を想像していきたいと思います。いま渋谷区の図書館では再生計画づくりが進行していっていらっしゃるようです。その計画についてお話いただけませんか。

児玉：施設のリニューアルの話ではなく、図書館のソフトの話です。図書館をどういうふうに運営をしていけばいいのか.....そんなことを図書館の所管部長として悩んでいました。例えば、本って捨てるものなんではいんでしょうか.....とか。公立の図書館では本が捨てられています。大学の図書館や国会図書館と違い、公立の図書館は、区民の方からリクエストを受けて図書館業者から要望に応じた本を買っていきます。ベストセラー等は何冊も副本を用意します。旬が過ぎた本は捨てていきます。図書館は区民に本を提供するのが仕事ですから、初刊本をずっと保管することが仕事ではありません。ベストセラーの副本を用意して提供することが必要なのですが、ただそれを今後どういうふうにすればいいのか。どこまで区民の要望を受け入れて、区民が欲しいという本を買って、どこまで「無料の貸本屋」をやればいいのか、そんな疑問を持っていました。大学の図書館と異なり、渋谷区の図書館は図書資料の蓄積が限定的だと感じています。今後、区民に知の提供をするときに、選書・蔵書をどういうふうに変えていくのがいいのか。それから、図書館には司書がありますが、司書は図書館の専門職なのか業務職なのか、ということです。司書が選書していますが、どこまでオピニオンリーダーの役割を果たしているのか。今後の公立図書館の運営に際して、司書に今後求められている役割はなにかということです。書店では、店員さんたちが「本屋大賞」を開催し、売りたい本を自分たちで選んで本を PR していく動きがあります。司書の人たちはがんばっています。ただ、その司書の選書が区民に対してどれくらいアピールしているのか。司書の専門性がどれくらい発揮されているのか。そんなことをずっと疑問に思っていました。

渋谷区の図書館は区の直轄で運営していましたが、いまは図書館の専門事業者に委託しています。それを今後どういうふうにしていけばいいのか。渋谷区には図書館が 10 館ありますが、今後、区民に求められるニーズにどのように対応していけばいいのかと所管部長としてずっと悩んでいました。

紫牟田：図書館の利用者のひとりとしてお話しします。私の実家は図書館がとても近かったので、図書館はもうひとつの書斎のような場所で、当たり前のように行くところであり、特に夏休みは入り浸っていました。いまは全く行きません。現在住んでいるところからは図書館が遠くて、古くて、変な言い方かもしれませんが、「本しかない」んです。調べ物をするには実は google で検索して、古い本を amazon で探したりするほうが効率がいいということもありますから、図書館があるべきものかどうかともわからなくなってきました。図書館は本当に必要なのでしょうか。しかし、もし必要だとすれば、いま図書館がもつべき役割というのはなんでしょうか。情報が増え続け、インターネットの時代となっているいま、図書館を図書館たらしめる要素とはなにかということから、柳さんにうかがいたいのですが。

柳：その前に、ここにいらしているみなさんにうかがいます。今年に入って、一度でも公立図書館を使ったことがあるという人はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

(挙手)

紫牟田：6人くらいですね……。

柳：……なんですよ。ここには6~70人いらっしゃるの、10分の1以下ですよ。先ほどの児玉さんのご発言で、重要なポイントが3つ出たと思います。ひとつは、「図書館は図書を区民に提供するところだ」とおっしゃった後で、実はちょっと言い換えて「知識を提供するところ」とおっしゃった。これは、なにをどういうふう提供するところかと考えるかで、図書館の意味がまったく違って来る。無意識に言い換えられたのかもしれませんが、そこはきちんと議論すべきところです。ミスリードなのは、「図書館」という日本語が「図書の館」なんですよ。英語では「library」で別に“図書の館”という意味はない。日本の場合は博物館とかも全部「館」なんです、これが本質を誤らせてしまっている部分がある。私自身は、図書が図書館の本質ではないと思っています。これはいろいろと考え方が出てくると思います。

それからふたつ目のポイントとして人の問題というのがありました。「司書」というと、図書館に雇われた人でないと司書でないのか、フリーランスの司書というのがあってむしろそちらが先にあるのかという問題がありますが、日本の場合は、図書館からクビになったら司書ではなくなってしまいうんですね。「司書」とはどういう専門家なのか。図書館にいる人すべてが司書ではない。日本では年間1万人ほどが司書資格を取っています。学芸員資格も同じくらいですが、実際に就職、特に自治体の直接の職員として雇用される人は100人どころか、2~30人いるかどうかくらいなんです。人の問題はすごく大きくて、専門職性と行政の問題、司書という専門職の中身の問題、雇用の問題等、ものすごく多岐にわたるので、全部は議論しきれないというのが大きなポイントです。

それから三番目。「区民のニーズに応える」。これは必ず言われることですが、では「どういう区民のニーズに応えてきたのか」というところの分析が実はしっかりしていないと思うんですね。往々にして「ニーズ」という言葉もひじょうに安易に使われていて、単なる一部の人の、英語で言えば「demands」(要望、要求)に応えているだけということが往々にしてある。特に図書館の場合、例えば今日は図書館に関心のある人は会場にこれだけいる(図書館に関心がなければいらしていないと思うので)。それに、本が売れないのに、最近図書館に関係する本、あるいは本に関わるような本がたくさん出ている。ブックカフェなどを見ても、関心は非常に高いと思うんです。だけれども、それが図書館へのニーズになっていないし、ましてや demands になっていない。図書館の現場では、住民の十分の一程度がコアな利用者、さらに週一回行くとなるとさらにコアな人でひよっとするとそのさらに十分の一、100人にひとりの区民の声で運営されている。これが本当にニーズに応えているのかということになりますよね。利用者、非利

用者も含めた利用者の問題。それからサービスする側の職員の問題。これが果たして自治体の職員である必要があるのかどうかということも含めて、人の問題。それから図書館の本質の問題。この3つをおっしゃったのかなと思います。

紫牟田：おふたりが提起された問題を解いていくきっかけとなればと思ってお見せするのが渋谷区の図書館条例の抜粋です。これは昭和45年に制定されたものですが、ここに書いてある目的と事業を考え直す必要があるということでしょうか。

<p>目的： 区民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、図書館法第10条の規定に基づき、渋谷区立図書館を設置する</p> <p>事業： 図書館は次の事業を行う。 1) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料を収集し、区民の利用に供すること 2) 読書案内及び読書相談を行うこと 3) 読書会、研究会などを催すこと 4) 他の図書館または図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと 5) 学校、博物館、公民館、研究所などと緊密に連絡し、協力すること</p> <p style="text-align: right;">渋谷区図書館条例（昭和45年制定）より</p>

柳：あまり関係ないというか、役所は上位法に基づいて条例を制定するので、図書館法に書いてあることをそのまま書いてあるんじゃないでしょうか。ただ、事業項目が少ないですね。たしか図書館法では9つあるんですが.....でも、条文はここであまり議論してもしょうがないのかもしれないけれど。

紫牟田：ライブラリーの事業目的は海外ではどのように定められているんですか。

柳：まず日本の図書館法なんですが、ここにもねじれがあって、日本の図書館法は「公共図書館法」なんです。大学図書館のことも専門図書館のことも言っていない。国会図書館は別の法律です。公立図書館の法律は英国の影響を受けてつくられたものが多いので、世界中そんなに違いはないと思いますね。

児玉：「図書館という区の公の施設はこのように設置しなさい」というのは図書館法第10条の規定ですね。（図書館法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25HO118.html>）

柳：事業を書いているところは七条でしたか。

児玉：第七条は司書の関係ですね。第三条が「図書館の奉仕」です。

柳：「事業」というところが、実際に大事です。図書館法で第三条には9つの項目が上がっています。みなさんも見てみてください。実は私は図書館法って意外にいいと思うんですね。読み込めばなんでもできるようになっている。言い回しは古めかしいんですが、現代の言葉に置き換えればだいたいなんでもできますね。だから、法律の文言のところをとやかくいってもしょうがない。でも逆に渋谷区はなぜこれをそんなに絞ってしまったのかが不思議。

紫牟田：削られているところにも意味があるんでしょうか。

柳：たとえば、第三条7項は、「時事に関する情報及び参考資料を提供し、及び提供すること」。これは図書館学風に言えば、レファレンスサービスあるいは情報提供サービスのことを言っています。それから、第8項には「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を

活用して行った教育活動その他の活動の機会提供し、及びその機会を奨励すること」とあります。また、渋谷区条例には「読書会、研究会などを催す」と書いてありますが、図書館法では「読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し」ということで、もっと幅が広いですね。たぶん集約したような気持ちで簡単にしたと思いますが、むしろ図書館法の古い項目をもっと新しい言葉で広げて欲しかった。なんかむしろ縮めてしまったような感じがしますね。

左京：図書館も含めて、行政の事業は必ずこういう条例をバックグラウンドにして運営が行われていますよね。そうすると、これは昭和45年ですが、当時と現在とでは、大前提となる社会の状況、地域の状況が異なっているんじゃないでしょうか。現在の状況に照らし合わせたときに、条例の目的というのはなにを付け足したりすることが必要なんだろうかということから話をしてみても、と思ったんですけど。例えば、先ほど紫牟田さんが言ったように、新しいテクノロジーと図書館という課題は、昭和45年にはなかったテーマですね。

柳：渋谷区立図書館には何十年前に竹下通りの本館に一度行ったきりなので、さすがになにも見ないで言うのは失礼かと思って、今日の会議に出るために、中央図書館と大和田図書館に行ってきたんですけど、率直にいうと、古色蒼然とした図書館だと思いました。つまり、なにをしたいかを見せていない図書館で、本を置いているだけという感じがしたんですね。それが先ほど言った本質に関わってくるところです。

50年前の図書館は、そもそも公共で利用できる本自体がなく、当時は貸本屋さんがまだまだ元気で、けっこう多くの人たちは貸本屋さんから本を借りたり、もちろん本を買ったりしていた。そういう人たちに公共で本を提供するサービスをしなければいけないということで始まったわけです。ただ、現在においては、本を提供することが図書館のそもそもの目的だったのか、ということにもう一度立ち戻らないといけないと思います。

ご承知のように、この20年くらい、図書館はベストセラーの無料貸本屋かとずっと批判され続けていますけれども、本というのはやっぱり“手段”なんです。今日はビジネスマンの方も多いでしょうから、私が言うのもなんですが、マーケティングの教科書の最初のほうにプロダクトというのはなにかと書いてあり、「コア・プロダクト」と「アクチュアル・プロダクト」の区別をなさないと書いてあります。例えば、化粧品というのはたんにアクチュアル・プロダクトであって、コア・プロダクトとはなにかと言えば、教科書的には「美」を提供していると書いてあります。もうちょっと皮肉っぽく言えば「虚栄心」かもしれないけれど。ですから、本というのは、アクチュアルなプロダクトだから、そのアクチュアルプロダクトは状況に応じて変わってくる。やはり、“なにが図書館として提供しなければならないコアのプロダクトか”ということなんです。

もうひとつ論点を挙げると、「公共図書館」は「公共」と「図書館」という言葉でできているということですね。図書館とは本質的になにを提供するところかということと、「公共」と「公立」とどう違うのか、というこの二つのことを意識していかないと、やはり間違ってしまうと思います。

紫牟田：図書館の「コア・プロダクト」とはいったいなんなのでしょう。先のご発言では、柳さんも児玉さんも「知」だとおっしゃっています。柳さんはある文章の中で、図書館を「知の文脈に位置付けるべきだ」と書いておられました。この「知の文脈」というのはいまの時代には散逸的ではないかと思います。どのように知を活用するかという道筋がないと実は図書館は活用しにくい場所になっているのではないかという気もしますが……そこはいかがなものなのでしょうか。

兎玉：私は文学部の学生でテキストクリティークを習いました。初版本と改訂版の相違、その作家の心の動きがどう違うのかを推し量りなさいというような授業を受けました。人によってアプローチの仕方が違ったりしますので、それを包括しながら図書館での知は、非常に幅広く提供していかないと、多様なニーズに対応できないように感じます。

左京：『千代田図書館とはなにか』(<http://www.pot.co.jp/books/isbn978-4-7808-0142-2.html>)という柳さんがお書きになった本の中で、就任されたとき、バックヤードに並んでいる区民の方のニーズに対応するために購入された本の一覧を見て、いろいろと思うところがあったという話がありますが、そのへんと、コア・プロダクトとしての「知」というものについてのお考えをお聞かせいただけませんか。

「公共」と「公立」を分けて考えてみよう

柳：抽象的に言ってしまうといけないので、まずは公共図書館、今日の場合は「公立図書館」とはどういうものかについて考えてみましょう。「公立図書館」は当然ながら自治体が設置するので、自治体の住民や自治体の政策に必要な知識・情報というのを揃える必要があります。ですから過疎の村の図書館と渋谷区立図書館が同じ知識情報を揃える必要がない。どういう資料を集めるかもサービス自体もそうです。“もの”という形態で知識が凝縮されているものの典型が本ですが、その形態は本に限らず、いろいろな媒体があります。本でない知識の提供——例えば講演会とか、今日のようなセッションをやるとかもあるわけですよね。行政として求められているあり方としてそれらを貫く基準があるとして、それを非常に抽象的に言ってしまうと、「公共的な知識」だと思えます。私的な知識や自分の興味や属する企業や団体の中の知識ではなくて、「みんなが使える」知識。「みんなが」というのはナショナルライブラリーの場合は「国民が」だし、自治体の場合は「コミュニティの人たちが」ということですが、やはり統一の知的基盤というのが必要だと思いますね。なにをもって統一的な知的基盤とするかについては議論するにしても、政策を考えるにしても市民活動を支えるにしても必要な知識を保証しようというのが、私はやっぱり「公共図書館」の役割だと思います。それをこれまでは「公立」が担ってきたわけですが、……話が脱線しますが、実は今度本を出す予定です。10人くらいのグループで研究会をやっていて、その成果を本にしようということなんですけれども、テーマは「公共図書館における電子書籍の利用」で、最初は安直に「電子書籍と電子図書館」という仮題をつけていたんですが、10回くらい研究会をやって、現在は「脱公立図書館論——未来の公共図書館」という仮題になってしまったんですね。議論の変遷がありますが、いろいろな意味がそこに含まれています。公共の役割と公立の役割、デジタルとアナログの違いなどを議論しているうちに煮詰まってきて、そういう話になってしまったんです。

左京：「公立」と「公共」はどういう違いでしょうか。

柳：公共性については、政治学、経済学などそれぞれの分野で膨大な研究があるわけですが、ただ「公立」というのははっきりして「公的機関が設置したもの」です。図書館法をみるとわかるんですが、「公共図書館には、公立図書館と私立図書館がある」と書いてあるんです。戦前の良い公共図書館には私立図書館が多いんです。お金持ちがお金を出してつくったとか、本屋さんがやっているとか。最近 TSUTAYA の図書館が話題になっていますけれど、そんな戦前は普通にやっていた話でそんな騒ぐような話でもないし、実際アメリカで一番有名な「ニューヨークパブリックライブラリー」(<http://www.nypl.org>)は市ではなく財団がやっている

て、財源の多くは寄付によって賄っている。したがって「公共＝公立」ではない。公立というのは、たんにどこが運営しているか、どこが設置しているかという話だけで、公共というのは、みんなが使える知識基盤とかみんなが使える空間とか、そういう公共的なあり方なんですね。ですから、公共的なものを公立が独占していた時代は確かにあって、日本の場合は図書館という制度そのものが明治になってヨーロッパに行った人が「これはすごい」ということで、とにかく国が主導してつくって来て以来、ずっと官主導が根強く続いてきましたが、最近ようやくそういうことに対する疑問が出てきた。シブヤ大学がまさにそうじゃないですか。「公共の大学」だけど、国立でも渋谷区立でもないわけでしょ。図書館も同じことなんですよ。渋谷区にあるから渋谷区立図書館でなければならないということは全然ない。

児玉：どういう文脈で「脱公立図書館」になったのかうかがいたいですね。公立図書館では公共性を担保するためにやっていますが、大胆に言えば、自治体が補助金を出して、私立図書館を援助するというのでしょうか。あ、私立図書館には補助金は出せないんです。

柳：そう書いてありますけど、法律を変えればいい。

児玉：区民に対する行政サービスは、直接やるのか、委託をして間接的にするのか、最終的に区民に対する効果の部分であり、区費をどう活用していくかと考えていける話ですから、「脱公立図書館」という文脈においては、自治体がやると限界があるから、区が直接やらないほうが合理的であれば、財政はさすが口を出さないということになるのでしょうか。

柳：基本的にはそうだと思いますね。今日は話を単純化して言いますが、先ほど失礼かと思いますが率直な感想として渋谷区立図書館に魅力がないと申しました。運営方針が見えないのが一番いけないんですよ。本が置いてあるだけ。例えばアメリカの公共図書館でもミュージアムでもみんな、一所懸命議論して、この図書館でなにをやっていくのかという「ポリシーステイトメント」——われわれの図書館、博物館はこういうことをやりますというポリシー——をつくる。抽象的なレベルからだんだん落としていって具体的なものになるんだけど、具体的なサービスに落としたときにそのポリシーが見えるものでないといけませんよね。大半の日本の公立図書館はそこが見えない。でも、これは言うておきますが、それは職員の人が無能だからじゃない。私が知る限り優秀だと思いますが、構造的に「これだ！」というのを打ち出しにくい体制になっているんです。ある程度これだというためには（当然そのための議論は必要なわけですが）反論は当然でてくるわけで、それでも「こうだ」を打ち出していくのが非常にむずかしくなっている。戦後の時代なら本当にわかりやすいスローガンを出せただろうと思いますが、現代、特に知識の部分でこれだというものを打ち出しにくい。先ほどニーズの話もでしたが、ニーズなんて細かくしていけばひとりひとりのニーズだから、そんなものに図書館が全部応えられるはずもないんですね。だから最低の基盤の部分というのは用意すべきだけれども、それは図書館でなくてもいいのかもしれないと思っています。話があまり広がると良くないんだけど、いま行政サービスが大転換期に来ていて、図書館も福祉サービスも教育サービスも、従来の公共サービスが限界だと思うんです。だからといって公立の役割がないかというところと全然違います。重要な役割があるのだけど、ただ具体的なサービスを提供する行政サービス部門においては、やはりいまの時代では直接役所がすることではないのではないかと思いますね。

児玉：行政サービスは単一で量を充足させる単純化した物量には合致しますが、地域や年齢層によってもニーズが異なり、それだけでサービス手法が変わっていくし、やり方を変えていかなければなりません。それぞれその人の年齢や好みに合わせた、それくらい細かく行政サービスを組み立てていかないといまの地域には合わない。それは基礎自治体の職員としてよくわか

ります。区の職員は一般職、行政職であって、専門職ではなく一定の期間で異動する。その時、昔と同じことをしても通用しない時代です。行政がやることは、税金をどう区民に還元するかというシステムを考えることですから、直接やるのが一番よければ公務員が直接動くことも必要ですし、もっと専門家に委託するほうがよければそういう手法をとります。そういう自由度は自治体でもすごく増えていると思います。図書館も場だけ提供して、あとは指定管理なのかもしれませんが、そういう発想も選択しなければいけない時代かと思っています。

柳：その通りなんですけど、誤解がないように申し上げておきたいのは、直営で公務員が良いサービスを提供している図書館もありますから、敢えて変えろと言っているわけではありません。ただ多様な形態をうまく取り込む必要があるということです。それと、これは行政サービス全体に言えることですが、2～3年で人がころころ変わるので、行政職員に専門家がいなくてすよ。専門家がいるのは民間のほう。あたりまえですね。「こういうことをやりたい！」と思ってNPOを運営している人に知識でかなわない。だったら、そういうNPOの人をそういうサービスの責任者にしてしまうということだって考えられる。そういうことがいまの公務員制度でできないかといえば、できるんです。ただ重要なのは、民間に任せるけれど最終責任は公的機関が担っていくということもなくしてしまうと、これはたいへんなことになってしまうと思いますから、そこの兼ね合いがあると思います。これは図書館だけで起きているのではなく、福祉でも教育でもすべてのところで起きている話かなと思います。

児玉：行政組織の事務制度と大きく関わる場所ですね。専門職を一定の人数を採用すれば、専門職集団をキャリアアップさせて運用していく制度が成り立ちますけれど、専門職集団が少ないと人事制度が成り立たなくなっていくという大きな欠点があります。実は渋谷の図書館は司書という専門職を採らず、ずっと行政職員が運営しています。渋谷の図書館で司書を何人採用して管理職にして、責任者にして、という専門職集団をキャリアアップしていくのが人事制度上、非常に難しいところがあるからです。おっしゃるとおり、福祉の現場でも社会教育の分野も人事制度のネックがあって、組織が専門職集団になりにくいという構造的な欠陥があります。未来に向けてどのように改革していけばいいのか、疑問を持っています。

柳：それを解決するのは、ひとつは欧米的にやっていくしかないのかなと思いますね。アメリカなんかだと非常にはっきりしていて、A市立図書館で業績を積むと、今度は引き抜かれてB市立図書館長になり、さらに功績があるとどこかの州立図書館長になったりします。つい最近、アメリカの議会図書館に女性の館長が就任したんですが、その方はアメリカ図書館協会の会長もやって、そこから議会図書館にいった。このポストに就いたのはアメリカでも異例です。普通は研究者や知識人になるんです。つまり、そのような感じで大きく司書の労働市場をつくらないと。それが専門職です。実際に図書館に雇われていなければ司書ではないという司書は専門職ではない。お医者さんを考えればわかるわけで、A市立病院を辞めたら医者でなくなるかという医者ですよね。B市立病院に行ってもいいし、開業してもいい。それが日本では「公務員＝司書」になっている。これはそもそも専門職の矛盾ですから、移動できるシステムにしなければならない。長野県や滋賀県では少しやろうとしていますから、制度的にできないかといわれればできないことはないんです。最低限県くらいの規模、本当は国全体の規模で専門職が移動するようなかたちになるといいですね。学芸員の場合は一部そうなっています。専門家だから当たり前の話で、写真美術館をつくるのに19世紀絵画の専門家を雇ってもしようがないわけですから、全国からそういう人を見つけてひっぱりってくる。本当は図書館もそうでなくてはならない。いまの司書はあまりに勉強不足なので専門職にならないといけない。ただこのシステムが日本の社会にマッチするのかどうかは別の問題ではありますね。また一方で、先ほど申し

上げたように、そもそもいろいろなところで活動している人がたくさんいるので、それを認めていったらいいじゃないかという考え方もあると思います。

余談ですが、「谷根千」（注：谷中・根津・千駄木周辺地区を指す名称）ってありますよね。最近はこの言い方が非常に有名になりましたが、昔から谷根千と言われていたのではなく、作家の森まゆみさんら三人のメンバーが『谷中・根津・千駄木』（<http://www.yanesen.net>）という地域雑誌を出して 3 地域をまとめてから初めて谷根千になったんですよ。それまでは谷中の人も千駄木人も根津の人も谷根千とは思っていなかった。彼女たちの活動は何十年と続いていて、雑誌をつくるにあたって集めたものすごい量の写真や聞き書きや録音資料やら記事コピーなど、膨大な量のアーカイブがあるんですね。いま我々のグループで地域資源のデジタルアーカイブのパイロットプロジェクトをやってみたいと思っていて話をしているのですが、はたと思ったら、へんな文京区立図書館をつくるより、これを文京区立図書館にしちゃえばいいじゃないか、と思うわけです。渋谷でも「森の図書室」（<http://morinotosyoshitsu.com>）がありますよね。それを渋谷区立図書館にしちゃえばいい。ただ、無責任に「しちゃえばいい」のではなく、やはりそこはなにをやるどころだ、なにを基本に守ってもらわなければならない。

このように、二通りの道があるのではないかと思います。これらは図書館の本質を突いてくる部分です。いま言ったような図書館、あるいは図書館的なものは「なにをしたいか」がはっきりしているんです。なにを提供するか、ということがないといけない。区民全員に受けないかもしれませんし、ある特定のセグメントに対するものでもありますが、区民のニーズに全部対応しようとするとう個性のない、なんか古い本が並んでいるだけの図書館になってしまう。もちろん、ならないやり方はあるんだけど、なりがちであるということですね。

左京：図書館のコア・プロダクトとはなにかというお話の中で、「コミュニティを基盤として公共の知識として最低限必要なもの」というキーワードが出ていました。またいまのお話の中では地域資源という言葉が出たと思いますが、公共の知識というものと、地域資源というもののふたつの関係をどう考えればいいのでしょうか。

柳：「公共の知識」と言ってしまうと、なにかこうノッペラボウのまったく同じような知識を思い浮かべてしまうかもしれませんが、そうではなくて、その基盤になる知識というのはあります。例えば典型的な例で言えば数学とか。誰でもがそうだという知識です。もちろん数学でも今のものと違う数学はありえます。同心円状にいろいろな知識があって、その端っこの部分は、すべての人に共通の知識でないかもしれないけれども、必要に応じてそういうものにもアプローチできるようにしておいたほうがいいよ、というのが、たとえば地域の情報や地域の文化資源です。渋谷区ならば竹下通りの歴史が地域の資源だったりしますよね。これはたぶん公のほうでバックアップしないと残らないし、消えていくものなので、バックアップして残していくという役割がある。ただ、竹下通りでやっていることなんて早くなくなればいいと思っている人だっているかもしれない。でも、“そういうものも必要だよ”ということは公が保証しなければならぬ。秋葉原にはメイドカフェとかがあって、あれは貴重な文化資源だと私は思っているけれど、あんなの響きものだと思っている地元の人はいっぱいいるわけです。でもそういうものを残していくということは誰かがやっていく必要はあると思っていて、それは直接公がやるよりも、好きな人が残していく。例えば、アーケイドゲームのでっかいのを倉庫を借りて何千万も使って残している人がいるんですよね。みんなが必要だとは思わないけれど、社会全体の必要な知識の一部。その一部が総体として地域全体の知識になる。コアになる部分はみんなが共通してアプローチできるものですから、そこは公がやったほうがいい。行政文書などは、誰もが必ずアプローチできなければならないから公が直接やったほうがいいことです。

区の公文書を民間の団体がやりますというわけにはいかないでしょう。そういうグラデーションが必要だけど、そういうグラデーションを持った全体の公共的な知識の見取り図は誰がつくるかという、公務員がつくっていかないといけないですね。税金をもらってその使命を果たすためにいるんだと思うんです。

兎玉：まちの人がそれぞれ得意分野で地域情報を収集して保管をしているというところはありますよね。手塚治虫の漫画本だけ山ほど集めているという人もいるかもしれない。機関車の本ならばあのおじさんならあらかた持っているよ、という人もいると思う。そこまで細かくなると公立図書館はできない。ただまちの人はその部分の専門知識をもっていて、ノウハウをもっていて、プライベートに資源を集めている、隠れているかもしれないけれどそういう人たちをネットワークでつないでいけば、新しい図書館ってできますよね。

柳：公立図書館は明治以降のもので、むしろ江戸時代のほうがそういった公共性は実はあったと思うんですね。先ほども言ったように、実は戦前も私立公共図書館が非常に充実していた。官立の色が濃くなったのは戦後です。特に高度成長の頃は、みんなが「車が持たい」「家が持たい」と共通の目標があったから、それを官が後押しをしていたわけですが、それが変わってきている現代の中で、公立か私立しかないというのがヘンなのです。なんでも欧米の例をひくのはなんなんですが、欧米にはやっぱり一日の長があります。例えばイギリスにいくと、「ロイヤル〇〇〇〇」とか「ナショナル〇〇〇〇」とかいっぱいあります。「ロイヤル〇〇〇〇」という施設や機関を王室や行政が直接運営しているかという全然そうではない。チャーター（認可）なんです。公共的な役割をもってという役割を与える。お金を出さず場合もあれば出さない場合もあるけれど、官か私かだけじゃなくて、私立だけれども、「ナショナル」「パブリック」「ローカル」であるというのがあっていい。それが日本ではなかなかないんですよ。でもそれはつくろうと思えばつくれる話なので、みんなで考えたほうがいいと思います。それを渋谷区が最初にやっていたでもいい。

“場”としての図書館の未来

紫牟田：あそこに行けばこれがあり、こちらに行けばこれがあるというような情報のネットワークのあり方なんでしょうか。それとも空間としての立ち上がるものの中に図書“館”というところのあるべき姿があるのでしょうか。それとも資料があるところにそれぞれの個性があれば良いということなんでしょうか。

柳：公共的なものは、最初のアプローチはグーグルでも SNS でもいいと思うのですが（ただ、日本のウィキペディアなどではかなり危うい情報がいっぱいあって、最初アプローチするだけならいいけれど、学校のレポートに書いたらたいへんだみたいなことがあるんですけど）、それを深めるための次の情報、さらに次の情報でもいいから、やっぱりここに来ればある程度、情報、知識が確かだ、という場は必要だと思うんですね。それがライブラリーとかアーカイブだと思います。

それから、場所の問題は重要です。でも、場所といっても3つくらい分けたほうが良い。ひとつは物理的な館、もうひとつはこのような「場」、もうひとつは電腦空間という意味での空間です。

その3つのどこの部分に関わっていくかということはまだ違う話でしょうけれども、いま注目されているのがひとつ目の「物理的な館」です。サードプレイス、あるいはプレイスメイキ

ングと言われますが、私的な場と会社や役所とか公の場の他に、もうひとつそれ以外の場所が人には必要だという話です。昔からあったものですが、いま改めて注目されていますよね。物理的な場所としては、それが図書館なのか公民館なのかなんなのか、どうでもいいような気がしないでもないですが、そういう場所が図書館であってもいいと思うんですね。図書館の場合だと、情報にアクセスできるというプラスもある。いまアメリカの公共図書館はなんでもありになっています。大工道具一式がおいてあって、図書館に行くと大工できるとかもある。二つ目の「場」についても、今日のこの場のようにいままで知らなかった人たちが集まる場ができる。交流できる場として重要なことは、そこから新しい情報・知識が生み出されるということなんです。その仲介の場所として図書館というのはわりによい場所で、知識が偏らなくて全部ありますよ、老若男女誰でも来られますよ、ということもあるので、場としても意味がある。ですから、ひとつ目とふたつ目のことを考えると、公共図書館というのは実は結構良い場所と言えらると思います。それから3つめのデジタル空間については、先ほど本のタイトルを変えたと言いましたが、私は公共図書館はデジタルアーカイブにはならないな、と思っているんです。別の文脈でつくっていくことになるだろうと思っていますが、ただ言えるのは物理的な場所をつくっていくことは必要で、先ほど言ったように、地域にしかないような情報・知識をオーガナイズして、例えば地域のPTAの記録とか商店街の記録とかは、デジタル化して残さないと紙の資料で残すのはなかなかたいへんなので、それらを公共図書館がサポートしてデジタル化して、地域のデジタル資料にする。地域のデジタル資料と言ってしまうと昔の庄屋の文書とかになりがちなんだけど、そうではなくて、いまコミュニティで動いていることをデジタル化していつでもアクセスできるようにしておく。そういうことは必要なんだけど、それは図書館の中心にはなりにくい。こうしたものは原理的にすべてネットワーク化できるので、もうひとつ別のナショナルなレベルでの別の仕組みを考えたほうがいいかなと私は思っています。余計なことをひとついうと、国会議員から「デジタルアーカイブ促進法」という話が出ているんですけど、そういうレベルの話かなと思います。

児玉：お話を聞いていると、図書館に他の機能を加えていく、ひとつの空間をマルチにコーディネートしていくということかなと思いますね。図書館は本だけあります、美術館では美術作品を見てください、郷土資料は図書館にありません、という話ではなく、すべてが複合化されてネットワークでうまくつながっていく……そんな仕組みがあれば図書館はもっと広がっていきますよね。図書館機能を美術館や博物館に設置すれば、美術分野だから美術館で本を探すことになる。図書館機能をいろいろな社会教育施設、区民施設、公共施設に付加していけば図書資料の広がりや利便性が広がっていきますよね。それを渋谷区でどういうふうにするかがこれからの課題のような気がしますし、学校図書館をどのように地域に解放していくのか、図書館と保育園とどのように連携していくのか、高齢者施設、特養とどういうふうに関係を連携していくのか。図書館という枠を取り払って、本が、知識が、自由に活用できるようなそんなネットワークと流通したいなものをつくっていけば全然違いますよね。

柳：はい。その通りだと思います。電子書籍は日本ではあまり発展してなくて、2015年によく売上が1500億くらいになったくらいなんですけど、全体の書籍の売上が1兆5000億くらいなので、まだ10分の1に達しません。その大半がコミックです。電子書籍の良いところは字が拡大できたり目が疲れていたら音声で読み上げたりと、実は特定のシチュエーションにある人には結構便利なはずなんです。福祉や高齢者の現場に良いと思うんですね。細かい字を見にくい人たちのために大活字本がありますが、種類が少ないだけでなく、重たすぎる。端末があれば拡大して読める。そういう意味では、もう少し柔軟に広げられると思います。

児玉：電子書籍はライセンスの問題があって、現在の公立図書館ではまだ広く普及してはいません。タイトルが少ないということもありますが、公立図書館として無料を原則に考えていくと、行政でやりたくてもライセンス料の問題などが多くて困っています。それが公立図書館で普及しない原因のひとつだと思っているんですが、どういう解決方法があるんでしょうか。

柳：おっしゃるとおりで、簡単に言えば、有料制しかないと思います。いろいろバリエーションがありますが、稼いだお金はサービスをするためにまた還元できるような仕組みをつくる必要があると思います。どう考えても無料でサービスするというのは不可能だし、第一、特定の利用者が利益を得るわけですから。ただ、その基盤の部分を税金でまかなって、利用についてはお金を取る。例えば水道は、インフラは無料ですが、水の使用についてはみんなお金を払っている。なぜ図書館だけが無料の原則でなければいけないのかということを考えなければなりません。そもそも公共図書館というのはつい最近の発明です。1850年にイギリスで公共図書館法ができて、それからたかだか150年です。法律ができたのは、国民の知的アクセスを保証しなければならないという議論でできたのでは全くなくて、産業革命時の労働者の教育をどうするかということからできたものです。マニュアルも読めないような労働者ばかりだったんですよ。そういう人たちに字が読めるような最低限の仕組みをつくっていかなければならないということからつくられた法律なので、社会政策なのです。他方、アメリカの場合は、有名なのはフランクリンたちがつくった「フィラデルフィア・パブリック・ライブラリー」で、これは仲間が集まってお金を出し合ってつくったものです。だから、「無料であること」と、先ほど言った「知識へのアクセスを公共的に保証する」ということとはイコールではなく、たまたまその時代の状況でそうっただけなので、柔軟に考えていいと思います。費用負担の問題ですから、柔軟にする必要がありますが、根本的には財政法とか地方財政法とかを変えていく必要もあるのではないかと思います。

紫牟田：ここで参加者のみなさまにも参加していただきたいと思います。

A：先ほどミュージアムの連携という話が出ました。私は先日「船の科学館」に行ってきたんですが、たまたま読み聞かせイベントをやっていました。図書館でもよく読み聞かせイベントはやると思うんですが、船の科学館での読み聞かせイベントはおもしろくて、灯台の絵本だったんですけど、読む人が船長のコスプレをして、周囲では灯台に関する展示もやっていて、後ろで音響を出している人たちは紙コップなどで音を出したりしていて、話が終わったあとには、子どもたちが音を出しているものや展示を見たりと、すべてが体験になっていました。図書館にはデジタルアーカイブ系の流れもあると思いますが、体験を提供するというかたちで、気軽に立ち寄れる場所としてうまく知識、地域と文化に根付いた知識を提供できる場所になるといいんじゃないかな、そんな未来の図書館があるといいなと思いました。

B：先ほど、私立図書館を公共で認定するという話がありましたが、認定基準をどうやって決めるんだろうと思いました。もしも専門性の高い人を行政で雇って認定基準を決めたら、公共図書館がそういう専門の人たちに本を選ばせて図書館が買えばいい話で、私立図書館を認定する必要はないんじゃないかな、とったりしたんですけど。

柳：それは委託という仕組みですね。私が言いたいのはそうではなく、どういうサービスをするかとか、どこでサービスをするかとか、誰のためのサービスをするかということを含めて、やっている人たちをサポートするというので、それを公共図書館にしまえばどうですか

という話なんです。そういう私立図書館はまるごと公立図書館に持ってくることはできない。なぜなら、ある場所である目的でやりたいと思っている人たちが立ち上げる図書館だからです。ただ、そこに公共性があると思えば、それを認めたらいい。「認める」という意味は、なんらかの財政的サポートとかをするという意味です。補助金の問題があるので私立図書館に援助してはならないという話が先ほど出ましたが、それなら私立図書館としなければいいのではないかという気がします。工夫のしようがあると思います。

兎玉：公立の図書館といわゆる民間の好きな方がつくる図書館の“味”は全然違うと思います。私がいうのもおかしいですが、型にはまった図書館は私どもはすぐにつくれます。しかし、“味のある図書館”は、公務員の世代が何回も変わらないとできないかもしれません。民間の良さはとても大切だと思います。公立図書館の良さもありますけれども、民間の「こういうことを知らしめたい」というひとつのミッションを持った人が図書館をつくる素晴らしさは、公立図書館とは全然違うと思います。そこをどのように援助していくのか、たぶん私どもが考えていけばいい話だと思います。

C：図書館を利用しづらいと思うところは、人と一緒に行ったときに会話しづらいところです。本がたくさんあるところで議論したいと思っても、一度本を借りて出て話すこともしにくい。学校の図書館もそうでしたが、基本的に静かでなければならないということが暗黙の了解としてあると思います。静かに自習したいとか本を読みたいという人はそういうサービスがあると思うんですけど、利用方法の多様化と考えると、図書館で活発に議論したいという場所がもっと増えてもいいかな、と思ったりします。そういうことを試みられているところはありますか。

柳：日本の図書館ではまだわずかです……というか実例を知らない。私が千代田区図書館を手がけたとき、すべての席でパソコン利用を可能にしましたが、それだけでも隣のパソコンがうるさいというおじさんがいました。もうそういう場所ではないので、と言ってそのままにしましたが、それくらいが関の山です。でもおっしゃるとおりで、「場としての図書館」という意味では、資料を使いながら議論したり、あるいは別に資料を使わなくても話をしたりという場になればいいと思います。

アントネッラ・アンニョリさんの著書『拝啓、市長さま、こんな図書館をつくりましょう』（みすず書房／2016<http://www.msiz.co.jp/book/detail/07937.html>）では、実例の中に「うるさいと思う方は耳栓をつけてください」という図書館がありました。原則的にわいわいやってよくて、うるさければ耳栓をつけてくださいと。それはもう、方針というかやりよう次第なので、静かに黙々と本を読むところ……第一、黙々と本を読むというより試験勉強をしたりしていますから、いろいろあっていいと思いますね。これから少しずつ広がっていくんじゃないかなと思います。

兎玉：行政の立場からいうと、消極的な言い方で申し訳ないのですが、「図書館は話してもいいじゃないかとか、話すスペースがあってもいいじゃないか」という世論、いわゆる区民の意見が高まればできます。したがって、図書館って話してもいい場所だ、そんな場所も必要だとかたちでみなさんの声があれば、その声には答えられると思います。行政では、多様な意見の中で通論になっていけば動けます。ただ、先進的な意見を取り入れるときには、いろいろなところから叩かれます。みなさんが「それがこれからの図書館なんだ」という声を上げていただければ、私どもは、そういう図書館をつくるのはそんなにむずかしいことではないと思います。

紫牟田：「こういう図書館がいいな」という声を拾い上げる仕組みはいま図書館にありますか？

児玉：通常は話をする人がいると、「あの人はうるさいから黙らせてください」とカウンターに行ってくるような話で終わってしまいます。運営する側を攻め立てるだけでは場がかわらないところがありますから、両方で話すこともあっていいと思うし、行政でどう仕組みでいくのかもあります。例えば児童コーナーでは、読み聞かせの話し声が聞こえます。子どもたちが集まる場所は話し声がするというは利用者もわかっていますので、文句はいいません。でも通常の閲覧室で話し声がしたり議論が始まってしまうと、そこまでは日本の図書館って寛容じゃない。ただ、このスペースなら議論をしてもいい場所とかをつくっていくことは、後押しがあれば変わっていくと思います。窓口だけに文句を言いに来て、一方通行で行政が責められてばかりいたのではなかなか変わらない。みなさんがそういうふうになりたいのだという声が高まっていけばできると思います。

紫牟田：先日、武蔵野プレイス (<http://www.musashino.or.jp/place.html>) を見てきました。とても素敵だなと思ったのは、武蔵のプレイスには「利用者の声」というコーナーがあって、思ったことを書いて箱にいれます。その返答をプレイス側が書いて壁に貼ってあります。何回も貼られている苦情に対して、こんな苦情は言わなくていいんじゃないか、という別の方からの声も貼ってありました。何を言われ、どう答えているのかを公開することによって、利用者どうしがコミュニケーションできるようになる仕組みだと思います。武蔵野プレイスは、本を中心としたコミュニティプレイスだと思いました。なにをしてもいいけれど、中心に本がある場所だと思います。カフェで議論できる。市民コーナーもあり、無料で使えるところもある。武蔵野プレイスがどういう議論を経てつくられたのかという資料もきちんとコーナーになっているし、コミュニティの活動をしている NPO の人たちの資料もあり、地域活動をする方が率先して利用できる場所にもなっていました。勉強している人もたくさんいたし、会議室ではミーティングしている様子がガラス越しに見えます。建築も素敵です。いわゆる図書分類ではない探し方ができるパブリックコーナーというところもあって、図書分類では分けられてしまう本をユーザーの関心別に並べています。いろいろな分類からこのコーナーに選んできてもらっていますよ、という印が本についています。いろいろな工夫がなされていて、とても興味ふかい事例だと思います。

また、地下二階が青少年フロア、高校生しか利用できないエリアになってました。高校生のためのサードプレイスですね。勉強する子もいれば、ゲームに興じている子もいました。ダンスしている子もいたり、バンド練習できる部屋もありました。職員も一緒にゲームしてたりしましたね。

柳：ファシリテーターとかコーディネーターとかですね。

紫牟田：ここで青少年が行くことをサポートする役目のようです。

柳：残念ながら私は行っていませんが、評判いいですね。武蔵野プレイスをつくる際に中心になった人は存じ上げています。NPO 活動をずっとやっていた女性が中心的な役割を果たしていて、役所だけでつくったものではないんですね。

紫牟田：建築もよくて、今年の建築学会賞を受賞しました。室内の基調色もきれいです。

左京：地下の青少年フロアは教育委員会ではなく青少年サポート事業だったり、複数の行政の所管が複合するいわゆる複合事業だと思います。先ほどの柳さんのお話の中で、アメリカでは大工道具一式がある図書館もあるという話がありましたが、場としての価値の拡充やサードプレイスであることなどを考えていくと、本を中心とした知以外にも、複合的な目的に対しての役割を果たすような建物・施設になっていくというのは必然的な方向性なんではないでしょうか。ちょ

うどいま、渋谷区は 10 館ある建物のソフト面、後には建物の改修も含めて考えていくところだと思います。いま渋谷区の図書館は図書館だけの図書館だし、社会教育施設は社会教育だけというふうに目的ごとに建物が設置されていますが、ひとつの建物が複合的になっていくというのは必然的な流れなんではないでしょうか。

柳：必然かどうかはわかりませんが、流れですね。私は単独の公共図書館や公立博物館はいらぬような気がします。やっぱりものやデジタルや人が融合したりするような場所でしょうね。ただパブリックな形態でないと維持できないようなものはやはり自治体がつくっていくべきで、それは渋谷と沖縄ではまったく違うものになるでしょうが、そういうものが必要であるということは確かだと思います。すべてを民にまかせればいいということではない。ただ、そういう流れは確実ではないかと思えます。だからはっきり言って、公立図書館で本屋さんで売っているものを置くのはやめたらいいと思えます。ただ一方で、すぐ絶版になってしまうんですよ、いい本でも。だから選んで保存していくという機能は必要です。でもそれは公共図書館というオープンスペースでなくても保存はできる。現代はそれこそ宅急便ですぐに取り寄せられる時代ですから、渋谷区立だとしても、北海道だとかどこかに置いておいて取り寄せることもできますよね。東京の独自性としては、国会図書館があるということもありますし、貴重なものを保存し活用していくという部分を公共図書館が担うべきかどうかは議論したほうがいいと思えます。

いま貴重なものは本だけではない。例えばゲームの保存について考えています。ゲームは非常に複雑なもので、もの性もあれば身体性もあり、デジタル性もある。で“プレイ”（遊び）なんです。非常にインタラクティブ。こういうものは非常に貴重な文化資源になっていくと思うので、それはそれで誰かが保存していかないと本当に消えてしまう。デジタル文化資源は意識しないと消えてしまうんです。これをちゃんと保管していくのは公のほうの責任だと思います。公立図書館はそれを担う場でもあるんじゃないかなと思います。

児玉：渋谷区の図書館が 10 館体制になった経緯は、「身近なところに図書館を」という発想がありました。半径 800m で歩いていける場所に図書館をつくらうということで整備されました。いわゆる移動図書館をやっていた時代もありまして、身近なところに図書館をという目標はひとつの成果だったのかもしれませんが。今後、この体制をどうしていくのかは決まった話ではありませんが、ネットと宅配（流通）を使って、24 時間読みたい本を検索してネットで申し込めば本は無料、宅配は有料というような仕組みになれば 10 館もいらぬかもしれません。土地の安い近隣の自治体に図書館をつくって物流でまわしていくということも不可能ではなくなってきています。ただ、「場」として、図書館にいて書棚を眺めるといった楽しみは、誰でもお持ちだと思うんです。場としての図書館を、ある一定の規模をもった地域図書館としてどう再編するかをいま渋谷区では議論されています。渋谷区では、公共施設の整備はオリンピックの頃ですから、施設の建て替えの時期に来ている。そのとき図書館を図書館として単純再生産するのではなく、いかに施設を複合化していくのかも今後課題です。渋谷で大規模図書館を 1 館つくっただけでは区民は満足しないと思えます。各地域で、一定規模の蔵書数を持ち、毎日でも通って書棚が眺められる地域図書館があって、借りたいときには夜中目が覚めたときに予約すれば宅急便で届くというような配本サービスがある、というのもひとつのかたちなのかな、と思えます。また、渋谷で力を入れているのが子どもの読書活動です。渋谷区ではおすすめの本の制度をつくったり、独自の読書推進を行ってもいます。どこでもやっている話ですが、図書館が授業支援をします。例えば理科の授業で朝顔を教えるときに、図書館が関連資料を学校に届けたり、場合によっては司書が学校図書館司書と連携しながら本を貸し出したりというよう

なサービスをしています。まだいま議論の最中ではありますけれども、一定の規模の図書館と配本サービスとこどもたちに対する読書支援を中心とした未来の図書館はどうだろうという話もある。

あと、電子書籍ですね。いま個人的に自炊が流行っていますよね。本を切ってスキャナで読み込んで電子化して、整理をしていく。紙ベースの書籍とは違う書籍の活用方法が今後どんどん活用されてくるだろうし電子化されてくるだろうし、それを公立図書館としてどういうふう提供していけばいいのか.....私どもがずっとアンテナを張って勉強していかなければいけないし、住民の方たちと話をしていかなければだめだろうと思っています。渋谷区は官が主体で決めてきた時代がありますけれども、それを変えていかななくてはいけないのではないかとも思っているし、ハードも変えていかななくてはならない。図書館もどうすればいいんでしょうね？と考えて、今日は心が揺さぶられました。

D：私は横浜に住んでいて、渋谷にも毎日通っています。いま、デジタルアーカイブやネットを考えると、場の制約がなくなっています。予算の関係とかいろいろあると思いますが、今後、自治体の枠を超えたかたちで、自治体がそれぞれの自分のところでアーカイブしたものを遠隔でコミュニケーションをしたりフォーラムしたりと、もっと大きな枠の図書館みたいなものについての情報があれば教えていただければと思います。

児玉：他の自治体もそうですが、現実的には渋谷区民だけでなく、勤めている方も使うし、他区の人でも図書館も利用しています。その部分でいえば、使いたい図書館を使える公立図書館の体制にはなっていると思います。相互貸し出しの制度はありますが、それをどう広げていくのか、電子化したときにどう共有するのかを考えていかなければならないと思います。

実はいちばん嫌な言葉が、「区税でやっているのだから区民中心でしょ」なんですよ。でも区民は隣の区にもお世話になっているわけですから、区税だから区民中心という図書館行政は首都圏ではもうやっていけない。お互いさまのことを考えていかなくちゃいけない。区税だから区民優先といわれると私たちも萎縮してしまうところがあるので、そこもみなさんの世論でよろしくお願ひしたいと思います。

柳：それは必ず言われますよね。千代田図書館なんて典型で、私が着任したときは、限界自治体になりそうでしょう、なんて言われていたときです。千代田区の昼間人口は100万人。夜間人口は4万7千人ほどなんです。つまり、千代田図書館の利用者の8割くらいは区民じゃない。区税を払っていない人たちだけど、もちろん通勤通学の人たちもいるから、そういう人たちも含めてサービスを提供していくことに意味があるんだということでサービスしたんですけど、当然一部の区民の方はご不満もあったと思うし、やはり税金で支えてくれているのは区民なので、それなりに特別なサービスはやっていいな、と思ってはいました。だからといって区民だけを相手にサービスをするというのはちょっと違うだろうというのはあります。

それから、この話をするとまた広がりすぎてしまうかもしれないんですが、実は図書館のユニバーサルな部分.....先ほど「公共的な知識」といいましたが、図書館というのは「知識や情報はユニバーサルなもの・普遍的なもの」という信念があってできてきたと思っています。だから自分だけにしか通用しないとか、特定のコミュニティだけにしか通用しない知識というのは、本来の公共的知識ではないと思っています。先ほどローカルなものが大事だと言いましたが、ローカルな地域資源でも北海道でも沖縄でもどこでも使える、というところが重要なのです。まあ、使うことはあまりないかもしれないけれど。そのユニバーサルな部分を放棄すると図書館ではなくなってしまう。ただし、ユニバーサリティ、知識の普遍性は、それをひとつ

ひとつの図書館ですべて具現化しなくても実はいい。それから先ほどから出ているように、やはり場としての図書館の重要性というのはますますでてくる。これも繰り返しになりますが、コミュニティの特殊性を反映した場づくりが必要なんです。「その地域にいけば、この建物にいれば、この場にいればこれはここだ」というのがわかるようなユニークなものをひとつひとつつくっていく必要がある。先ほどおっしゃっていたように、日本の公共図書館は一時期、いわゆる金太郎館、どこにいてもどこにいるのかわからないような図書館ばかりができてしまった。分類だって、自由に地域の人たちを念頭に棚づくりをしていけばいいのに、機械的な分類をしていく。現場ではやっぱりユニークさを強調するべきです。そうするにはもう図書館だけではできないと私は思いますから、場所としての図書館を追求すれば、ある意味図書館ではなくなる。図書館でなくなっていくと思いますし、最終的にそれが教育委員会の所管でなくて、産業部門が所管なのか福祉部門が所管なのか、首長直結なのか、なんでもいいと思うんですね。そういうふうなことになっていったらなと思います。

紫牟田：時間となりましたが、柳さんよりお知らせがあります。

柳：2020年の東京オリンピックまでの4年間、文化プログラムが行われます。そのプログラムのひとつとして、日本の文化資源をもっと国内外に発信しようと、同僚の吉見俊哉さんたちと共同で活動している「文化資源会議」をご紹介します。われわれが注目しているのが千代田・台東・文京という、要するに江戸以来の日本の文化資源が蓄積されているエリアです。上野に博物館などの芸術文化資源もあれば、秋葉原にはゲームとかフィギュアとかがあり、神田は世界一の本の集積地があったりと、歩いて回って3時間くらい、半径2kmのエリアに非常にユニークな文化資源が集積しています。それをアピールする活動としてシンポジウムを行います。それから、最近2冊の本を同時発行しました。『TOKYO1/4と考える オリンピック文化プログラム』(勉誠出版)と『TOKYO1/4が提案する 東京文化資源区の歩き方』です。とりあえず3区が対象ですけれども、ここでのノウハウは全国に通用すると思います。全国のユニークさというのは文化資源のユニークさなんですね。文化資源というどうしてもハイカルチャーを想像してしまうと思いますが、食文化もマンガも文化資源です。文化資源の活用とは、われわれの身近にあるものをどう使ってどう楽しく、どう役立てるかみたいなことを考えていくということです。関心があればぜひ参加していただきたいと思います。

左京：最後にひとつ質問があります。今日はいろいろなヒントがありました。なかでも、ポリシーステイメント＝なにがやりたいのか、ということとその図書館が打ち出し、ユニークな現場のあり方を模索していこうすると、人のおしゃべりが聞こえる図書館になるかもしれないし、「こういうことをやってみたい」というアイデアが出るかもしれません。だけど、例えば公園で誰かの苦情がでると□□禁止という立て札が立てられてできなくなってしまう。それがいまの文化というか仕組みになってしまっています。ポジティブな「これがやりたい」というアイデアよりも、どちらかというと「いやだ」というネガティブな意見が全員に強制されてしまうというのがいまの公共の空間のあり方です。みんなに聞いて多数決をとれば、ひょっとしたら公園でボール投げをしたいという人が多いかもしれないのに……。そういう風潮の中で、どうやってポジティブなアイデアを実現させるのか。先ほど千代田図書館をつくっていくときに、区民以外の方を優先した事業のあり方というのに不満が出たということでしたが、それをどのようなロジックというかプロセスでクリアしたのかということをお聞きしたいんです。

柳：いろいろなやり方がありますね。というか、自治体の住民の方の、はっきり言って知的レベルのあり方や年齢構成もあるから一概に言えないんですが……もちろん下から積み上げていくやり方もありますが、やっぱりリーダーシップというのが大事なんです。私も千代田区にい

てよくわかったけれど、国と自治体ではまったく違いますね。例えば国の場合は各省の大臣が来て、あれこれ言うんだけど、「こうなってますから」と言えばそうなっちゃうんですね。別にひとつかふたつ言うことを聞いてあげても、だいたい役人が考えたとおりにやってもらうという感じなんですけど、自治体はまったく違います。首長が変わったら、ある意味すべて変わる。だから私が千代田図書館でいろいろできたのも、区長の支えがあったからなので、はっきりいって伸びる区長を選ぶというのが実は大事です。同時に、区長になにを本当にやらなければならないことかというのをアピールしていくことももうひとつ大事なことです。さらにもうひとつ大事なのは専門家が必要なんです。専門家をすべて揃えるのが理想だけど、そうでなくても重要なポスト、たとえば館長よりも、行政マネジメントの担当者を確保することです。行政の場合だとみなさんはわからないかもしれないけど、図書館だと施設等になっちゃうんですね。本庁にいる人のほうがえらいんですよ。だから図書館長といえども、生涯学習課長とかがラインにいて、方針を変えようと思ってもつねに課長に相談して、みたいな。私、千代田区に出向するのを OK したのは、ラインの課長と館長を兼ねているということで受けたんです。そうでないと変えられないと思ったからです。ですから、そういう課長のポストとかに専門家を入れる。これはできないことじゃ全然ないんですよ。できることなんで、責任と権限を持たせてやる。そうでないと、このサービスをやるんだというときに反論されて、やっぱり説明しきれない。たとえば A というニーズ、B というニーズ、C というニーズがある、だけど A をやるんだ、というのは、コミュニティの中でこれが優先だとか、世界の潮流の中でこうだから、いまのメディア状況がこうだから、という、説得性がないと、ただやりたいじゃしょうがない。専門家がどうしても必要だし、それが説得できる人が本当の司書、専門家なので、決められたことを真面目にやるだけじゃ、それは専門職ではない。そういう人をうまく確保する、任せるといことがとりあえずすぐ変えるにはてっとりばやいですけど。いろいろな活動をしながら地道に広めていくということとセットであることが望ましいと思います。

紫牟田：とてもおもしろい話で勉強になりました。毎回思うのですが、まだまだ議論すべきことがあると思いますし、文化資源をどうアーカイブしていくかという話も非常に興味深いのでぜひまたお願いしたいと思います。

アンケートに思ったこと、意見、質問を書いてください。お返事することもできると思います。

左京：ここに『千代田図書館とはなにか』という柳さんの著書もあるんですが、この場のより参考になる資料だと思いますし、これ以外にも柳さんの著作はいくつもあります。

柳：参考図書としては、アントネッリさんの『知の広場』がいちばんいいんじゃないかと思います。アントネッリさんは、イタリアで図書館のコンサルをされている女性です。先ほどからアメリカとイギリスの例を話したように、パブリックライブラリーとはきわめてアングロサクソンのなものでして、実はイタリアは日本よりはるかに公共図書館が貧弱なんです。それをなんとかしたいと活動されていて、彼女の実践活動やら理論が、現在のメディア状況や統計なども踏まえて主張されているとてもいい本だと思います。一昨年に日本にもいらして日本の公共図書館も視察されました。それが先ほど紹介した『拝啓、市長さま……』としてまとめられています。私は解説を書いていますけど、頼まれたときには翻訳の 10 分の 1 しかできていなくて、あとは想像して書いてくれといわれて（笑）、勝手に書いたので、解説はどちらかというと政策的なことを書いていますけど、本文のほうをぜひお読みください。



左京：アントネッリさんは『知の広場』が出たタイミングで来日されて、シブヤ大学でも授業をお願いしました。(シブヤ大学授業レポート <http://www.shibuya-univ.net/report/detail/608/>) そのときにたくさん質問が出まして、それを持って帰られて、『拝啓、市長さま.....』には、その回答がすべて載っています。

紫牟田：今日は柳さん、児玉さんどうもありがとうございました。みなさんもうありがとうございました。これからも図書館のことを考え続けていきたいと思ひますし、今日の話が未来の図書館づくりが楽しい場所になっていく礎となればいいと思ひます。今日はありがとうございました。

